

令和7年度介護保険事業者等の指導・監査について

1 基本方針

介護保険法第8条第14項、第24項、第8条の2第12項、第16項並びに第115条の45第1項に規定する事業の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているかどうか、②適正な保険給付がなされているかどうか、③利用者の尊厳が保たれ、利用者本位のサービス提供がなされているか等の観点から、介護保険サービスを行う事業者に対して指導・監査を行うこととする。

2 対象施設及び事業所

地域密着型サービス事業所

居宅介護支援事業所

介護予防支援事業所

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所

3 指導の形態

(1) 集団指導

上記2の事業を行う事業者（以下、「介護保険事業者等」という）を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンラインの活用による動画配信やホームページへの資料掲載等により行う場合がある。

(2) 運営指導

上記2の事業所（以下、「介護保険事業所等」という）において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談により行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用する場合がある。

4 集団指導

指導は全ての介護保険事業者等を対象とし、年1回実施する。なお、オンライン等の活用による動画配信やホームページへの資料掲載とする場合がある。

5 運営指導

(1) 対象選定方法

対象事業所の選定に当たっては、八幡市に所在地がある介護保険事業所等

を対象に原則毎年度選定する。

なお、実施にあたっては、事業所等の感染防止対策に十分配慮することとする。

(2) 指導通知

指導対象となる介護保険事業所を決定したときは、あらかじめ文書により当該サービス事業所に通知をする。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合についてはこの限りではない。

(3) 指導体制は原則として2名以上により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

(4) 指導日数

原則半日（ただし、施設系などの場合は1日もあり得る。）

(5) 指導の重点事項

①法令遵守事項

○人員、設備及び運営の状況

- ・業務継続に向けた取組の強化
- ・高齢者虐待防止の推進
- ・ハラスメント対策
- ・サービスの内容及び手続きの説明並びに契約の状況
- ・サービス計画の作成状況、サービス提供の状況

○不正事案等に対する厳正な対処

- ・監査及び処分の権限の適切な行使

②報酬等請求事項

○介護給付費の適正な算定

○介護職員処遇改善加算等を算定する事業所の適正な賃金改善等

③尊厳保持（サービス提供）事項

○高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解及び身体拘束廃止取組の推進

(6) 指導結果

運営指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行う。

(7) 報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求める。

(8) 自主点検及び自主返還指示

運営指導において、介護給付費の算定又はその請求に関し不適切な事実を確認したときは、当該指摘事項に対し指導前5年間に遡って自主点検を

行わせ、介護給付費の返還の必要がある場合は自主返還の指示を行う。

6 監査への変更

運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、速やかに監査を行う。

ア 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

イ 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合。また、通報・苦情・相談等に基づく情報、介護保険法115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等の情報、運営指導で確認した指定基準違反等がある場合も監査を行うことがある。

7 本年度における実施計画

(1) 集団指導

上半期に実施予定。

(2) 運営指導

通年で実施。